

平成 1 5 年第 6 回教育委員会記録

平成 1 5 年 4 月 9 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成15年4月9日(水)午後2時03分～午後2時38分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 庶務課長 佐藤 博 継 学校運営課長 佐野 宗 昭
学務課長 大藤 健一郎 施設課長 吉田 順 之
指導室長 松岡 敬 明
社会教育長 武笠 茂 中央図書館 杉田 治
スホ-ツ課長
事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 野澤 雅 己

傍聴者数 4 名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 重症急性呼吸器症候群(SARS)の拡大に対する学校現場の対応について
- (2) 区立学校における新たな結核健康診断について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 杉並区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について

(目次)

記録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

報告事項

(1) 重症急性呼吸器症候群（SARS）の拡大に対する

学校現場の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(2) 区立学校における新たな結核健康診断について・・・・・・ 4

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 7

(4) 杉並区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について・・・・ 9

委員長 ただいまから第6回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり報告事項4件でございます。

初めに、「重症急性呼吸器症候群（SARS）の拡大に対する学校現場の対応について」と、「区立学校における新たな結核健康診断について」の2件につきまして、学校運営課長より説明をお願いいたします。

学校運営課長 私からは、「重症急性呼吸器症候群（SARS）の拡大に対する学校現場の対応について」と、「区立学校における新たな結核健康診断について」の2件についてご報告いたします。

まず最初に「重症急性呼吸器症候群（SARS）の拡大に対する学校現場の対応について」ですが、ご案内のとおり中国広東省や香港など、アジアを中心として大変な猛威をふるっております。今日現在、まだ確実な治療方法が見つからず、患者数、あるいは伝播確認地域も拡大している状況にあり、そのような中で現在、厚生労働省を中心として対策を講じているところです。幸い日本ではまだ患者の発生は確認されておりませんが、香港からの一時帰国者の通学を巡り、三重県などで問題が起きているように、学校現場においてもかなりの混乱等が生じてきております。

こうした中、杉並区では全庁的な危機管理体制の中で、この問題を捉えていこうということで、連絡体制を整えるなど確認をし合い対策を講じております。学校は、特に児童生徒の生命・健康に直結する場でもありますから、各学校に対し、去る4月4日付で緊急対応について周知徹底を行ったところです。そして今般、東京都教育庁からより具体的な対応方針が示されましたので、杉並区教育委員会としても、これに基づき対応することとし、学校に周知徹底を図るため、別紙のとおり今日付けで、教育委員会事務局次長より各区立学校長宛て通知を出したという内容のものです。

また、「重症急性呼吸器症候群（SARS）に係る学校の対応について」ということで、東京都教育庁学務部長から各区市町村の教育委員会教育長宛てに出された通知文が別紙のとおり付いております。この中で「学校伝染病としての扱いについて」ということでは、学校伝染病の第一種伝染病として扱うこととされ、これはかなり重い取り扱いになり、学校への出席停止等も伴うような扱いになります。

さらに「SARS伝播確認地域から編入する児童生徒の扱いについて」ということで、(1)(2)(3)の場合に分け、どのような対応にしていくかといったことが掲げられております。すでに学校では授業が始まっておりますが、この春休み期間中にSARS伝播確認地域に渡航していた児童生徒もいると考えられますので、渡航者の取り扱いについても言及されております。渡航者には、先ほどの(1)(2)(3)の場合に分けて、対応していただきたいという内容のものにな

ります。こういった東京都からの通知がきておりますので、これに基づき、杉並区でも同様の取り扱いをするものであります。

もう一つ、細かい点ではありますが、杉並区の通知では日常的な学校における管理について、記書き以下で【1 管理体制】【2 生活指導】【3 教職員の自己管理】といった区分に分け、具体的な対応方針をこれに準じた形で学校のほうで取り扱っていただきたいといったものを載せ、学校に周知徹底を図るものでございます。「重症急性呼吸器症候群（SARS）の拡大に対する学校現場の対応について」の報告は以上です。

続きまして、「区立学校における新たな結核健康診断について」の報告をいたします。資料をご覧ください。近年における国民の結核罹患状況の変化に対する対策の一環として、厚生労働省の附属機関である厚生科学審議会から、小・中学校でこれまで実施してきたツベルクリン反応検査と検査の陰性者に実施されてきたBCG再接種について、現在の患者の罹患状況等から考えると、マイナス面が目だつ手法だということで廃止が提言されています。これを受けて、文部科学省で定期健康診断における結核健診マニュアルといったものを作成し、併せて同様の内容で学校保健法施行規則を改正し、この4月1日から施行したところです。

こうした状況の中にあって、学校運営課では区立小・中学校における新たな結核健診のあり方とその実施方法について、これまで学校、保健所、医師会などの関係機関と調整を進めてきました。その結果として、こういった形で今後の結核対策を実施していくというものです。

「結核対策の基本的な考え方」ですが、学齢期の結核罹患率は減ってきています。しかし、児童生徒が結核に罹患した場合には、集団感染等、児童生徒や学校にとって健康上、教育上の重要な問題となってしまうことを考えると、これまで同様、結核対策に取り組んでいかなければならないものと考えております。こうした状況を受け、今後の結核対策としては、～のように、「児童生徒への感染防止」「感染者及び発病者の早期発見・早期治療」「患者発生時の対応」「学校保健と地域保健の連携を強化」の4つを柱とした多面的な対策を充実し、強化していく必要があるというものです。

これらの対策を実施していく体制として、学校と教育委員会、保健所等の地域保健が十分に連携を取りながら、役割分担していくことが重要であると考えております。まず、学校の役割としては、「結核に関する健康診断の実施」「健康診断結果の取りまとめと教育委員会への報告」「精密検査対象児童生徒の管理指導」「健康相談の実施」、あるいは保健所、教育委員会と十分な連携を取りながらの「患者発生時の対応」であります。また、教育委員会の役割としては、学校における結核対策の充実・推進を図りながら、学校、保健所等との連携、結核対策委員会といったような新たな委員会を設置し運営していこうとするものです。

結核対策委員会については、別紙の資料のとおり杉並区結核対策委員会設置要綱を定め、同委員会を設置するものです。委員会の目的は、第1条に掲げてある4つの事項になります。第5条の（結核対策委員会の開催）は、当面4月に1回、5月・6月に2回ずつ、7月に1回、12月に1回の合計7回を予定しております。委員会の事務局としては、学校運営課が事務処理をすることとしています。裏面に結核対策委員会の構成メンバーを載せてあります。

最初の資料に戻ります。保健所等の地域保健の役割については、感染症予防の見地から、教育委員会及び学校への結核発生情報等の提供などを通して、専門的な指導・助言をしていただくことと考えております。

最後に、新しい結核健診の流れについて簡単に説明いたします。新しい結核健康診断については、各学校で毎年4月から6月末日までに実施される定期健康診断の一環として、結核健診も行っていくというものであります。問診票を参考に学校医が診察を行い、必要な児童生徒については結核対策委員会において精密検査の要否、その後の管理方針を検討し、経過観察、治療等へと繋げていくといったものです。報告は以上です。

委員長 では最初に、「重症急性呼吸器症候群（SARS）の拡大に対する学校現場の対応について」ご意見、ご質問があればお願いいたします。

大蔵委員 いま資料をいただきまして、まだよく読んでいないのですが、基本的には、大部分の人が海外から飛行機で帰ってくるわけですから、空港の検疫所で注意事項の書かれたカードを渡す。子どもだけではなく、大人であっても会社へ行き伝染することもあり得るわけですから、その人たちに、帰ってから10日ぐらいは自粛するよといったようなものを渡すほうが、私は合理的なのではないかと思っています。

それから、これは杉並区ではありませんが、東京都のものは言葉遣いがよくないと思います。收受印のある1ページ、いちばん下の（3）の「可能性例又は疑い例に該当しない場合」というのがあり、自覚症状は2～7日ぐらいで出るから10日すれば大丈夫だということですが、下から3行目のところに、「帰国後10日以上経過している者で、特に自覚症状等がない場合には通常どおり学校に登校させることができる。」というのは、「させないこともできる」と取れるわけですから、これについては「通常どおりの扱いとする」と東京都は言うべきだと私は思います。このような用語については非常に不親切だという気がいたします。杉並区の文章を見るとそのようなことはないので結構だと思います。

教育長 SARSも結核も、子どもたちをどうしたらよいかということが中心に書かれてある文章だと思いますが、教師が自主的に研修旅行に行ったり、教師自身が結核に罹患したりするケースもあると思われます。その辺については、この文章からどのように読み取ればいいのですか。

学校運営課長 教員についてのSARSについては、資料1枚目の裏側に「教職員の管理」ということで2点掲げてあります。教職員については教育長が言われたとおり、学校という特殊な職場環境にあるわけで、子どもたちの健康に与える影響も非常に大きい立場にあります。こういった通知文を流す以前に、自覚はすでにお持ちのことと考えております。

結核についても、今回の新しい結核健診の体制については子どもたちを対象とした体制であり、教職員については別途定期的な健診を行っており、これについては必ず受診をするようにと機会を捉えて勧奨していますので、先生方は自覚を一定程度持っていていただいているものと考えております。

教育長 特に後者の結核については、「受診するように」ではなく「受診しなければならない」わけで、自分自身の健康は元より周囲に及ぼす影響が大きいので、必ず受診するという徹底をこの機会に併せてお願いしたいと思います。

学校運営課長 今後そのような方向で、定期健診などを受診しないような教職員があれば、理由を必ず申告してもらおうという方法で、受診の勧奨を図っていきたいと考えております。

委員長 では1番目の報告についてはよろしいですか。

では、次に「区立学校における新たな結核健康診断について」のご意見、ご質問をお願いいたします。

大蔵委員 これも私は専門家ではありませんし、資料もじっくり読む時間もないので、パラパラと見ただけですが、いちばん最初のところに「ツベルクリン反応検査と検査の陰性者に実施されるBCGの再接種についても、現在の罹患状況から考えれば、マイナス面が目だつ手法となっているとして、廃止を提言した。」ということです。私の友達でもツベルクリン反応検査で陰性で、BCGを何回しても陰性だという者がいるので、必ずしもBCGが万能ではないわけですが、「マイナス面が目だつ手法」というのは何のことですか。

学校運営課長 BCGの関係については、子どもたちに対して、ある意味では注射を打つということで副作用等があったり、あるいは痕跡が残ってしまうことがあります。

大蔵委員 潰瘍になりますね。

学校運営課長 女子でも半袖になれないような潰瘍になってしまう場合があり、そういった関係でも、いままでの子どもたちの罹患率は10万人に3人か4人ぐらいしか結核患者が見出せないという状況であります。そうであるならば、一律にツベルクリン反応検査をし、その結果でBCG接種をするよりも、もっと他の方法で行ったほうが危険率が少ないのではないかとということです。

宮坂委員 いまBCG接種は希望者についてだけとなっているのですか。それとも全く廃止しているのですか。

学校運営課長 これについてはツベルクリン反応検査をまず行い、陰性になってしまった子ども、大きく赤い反応が出ない子どもに対して、基本的にはBCGを接種するというものです。

宮坂委員 ある程度の希望は入れるということですね。痕が残るからやりたくないという者に対しては、やむを得ないということになるわけですか。

学校運営課長 個別対応になってしまうかと思いますが、極力接種をお願いするというところで取り扱っています。

宮坂委員 杉並区結核対策委員会の委員一覧が出ていますが、学校長と養護教諭の代表は未定ということですか。

学校運営課長 現在、校長会等を通じて推薦を依頼しているところではありますが、まだお答えいただいておりますので、恐縮ですが今日の時点では未定とさせていただきました。

委員長 他にご意見がなければ以上の報告を承認したいと思います。特に2点目の結核健診については委員会を設置し、4月1日からスタートするようですから、早急に委員を決めて、スタートできるように努力してください。

3点目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、社会教育スポーツ課長より説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてご説明いたします。資料のいちばん後ろに3月分ということで、定例35件、新規8件。共催・後援の内訳は、共催12件、後援31件となっています。

3月で平成14年度分が終了しましたので、右側にある4～3月分の累計について説明します。今年度定例は337件、新規は104件で、合計441件の共催・後援の名義申請があり承認いたしました。前年度と比べると、総数では1件の増となりますが、新規の分が60件ほど増えています。これについては、「土曜日学校」を新規の共催で開催したこと。「家庭教育学級」改め「家庭学級」の分が新規として取り扱われ、それを合わせて57件ほどありますので、その影響がここに表れていると言えます。

3月分の新規について説明いたします。1は新規後援で、われらプロジェクト/冒険遊び場実行委員会が行う「冒険遊び場(体験活動とプレーリーダーの養成)」という事業です。会場は塚山公園、セシオン杉並等を中心として行う事業でございます。この事業については子どもの体験活動ということで、公園を利用し、木登り、火おこし等の体験活動と同時に、それに対する指導者を育てていくことを併せて行う事業となります。

2は新規後援で、障害者の住みよい杉並をつくる会が行う「図書館の新たな展開と地域」と題した計3回にわたる連続講座であり、会場は中央図書館です。図書館とNPOとの協働、地域

福祉との連携について学習を進めていく内容になっています。

3は新規後援で、プランニング 遊が行う「ママのためのパソコン講習会」は、杉並NPO ボランティア活動推進センターを会場として行うものです。計3回実施し、パソコンを学ぶことを通して、お母さん同士が仲間をつくり合い、いろいろな情報をやり取りすることと、パソコンを学ぶことで再就職、また子育ての情報収集にも繋げていきたいという趣旨の下に行う事業でございます。

4は新規後援で、特定非営利活動法人相談室ハーモニーが行う「不登校・引きこもり無料相談会」です。阿佐谷地域区民センターを会場とし、6月4日と9月24日の2回にわたり行います。不登校・引きこもりを抱えた家族や本人に対し、その悩みを聞き、解消・軽減するにはどうすればいいかを共に考えていく事業です。

5は新規共催で、杉並区小学生軟式野球連盟が行う「平成15年度区長杯争奪春季大会兼全日本学童軟式野球大会杉並大会予選」です。これについて新規となっているのは、杉並区小学生軟式野球連盟というのが新たにできた連盟であり、従来は杉並区少年野球連盟、学童少年野球連盟の2つがあり、これが一緒になって、新しく杉並区小学生軟式野球連盟となりましたので、新規の取り扱いになっております。

6は新規共催で、スペシャルオリンピックス杉並実行委員会が行う「スペシャルオリンピックス第6回東京地区大会」で、上井草スポーツセンター、井草中学校他で行うものです。スペシャルオリンピックスと言いますのは、障害者の日常のスポーツ活動の成果を発表するという趣旨の下に行われているものであり、日本スペシャルオリンピックス協会が定めたルールやプログラムに基づき行うものです。

7は新規後援で、ボーイスカウト杉並連盟杉並第8団が行う「のびのび子育て『親子であそぼう!』」で、桃井はらっぱ広場で行うものです。親子で組になり、様々なゲーム、簡単な工作、野外料理等を行い、親子のコミュニケーション、相互の理解を深めていこうという目的で行われるものです。

5ページに庶務課の新規後援があります。特定非営利活動法人環境学習研究会が行う「環境学習アワード2003」という事業です。これは環境学習事業を学校外の協力者とともに行った事例を募集し、優れたものを表彰していくという趣旨に基づき行われるものです。募集の事例となるのは、2002年4月から2003年10月までに行ったものであり、募集期間は今年9月から11月末日までとするものです。以上が新規の説明となります。

委員長 ご意見、ご質問があればお願いいたします。

委員長 最初話されたように、年間トータルすると、ほぼ前年度と同じということです。よろしい

でしょうか。

では、最後に「杉並区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について」の説明を、中央図書館次長お願いいたします。

中央図書館次長 特別整理に伴う杉並区立図書館の臨時休館について報告いたします。宮前図書館 5月13日を皮切りに始まり、下井草図書館の7月11日まで全部で9館行います。1館の特別整理期間は（火）～（金）までとし、全館4日間となっています。なお、中央図書館と永福図書館については、館内工事の関係で営繕課と調整し後日実施する予定です。

周知方法としては、教育委員会の告示と5月1日号の「広報すぎなみ」に掲載の予定です。

教育長 何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。他になければ以上で本日の委員会を終了いたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。